

【外部HP(指名停止一覧)掲載用】

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 日管株式会社
法人番号: 5080401003861
住 所: 静岡県浜松市中央区池町220-4
2. 指名停止措置期間: 令和6年5月24日から令和6年9月23日まで(4ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内
4. 事実概要:

日管(株)の元取締役及び五建工業(株)の使用人は、令和2年5~6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。その後、日管(株)の元取締役は、令和2年6~8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、日管(株)の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供し、五建工業(株)は、自宅改修工事費約17万円を負担した。なお、いずれも公訴時効(3年)が成立している。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である当該業者の元取締役の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落合 昇 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 澤 島 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)